

**共同研究・受託研究・特許権
その他産学連携活動に関する**

Q&A



高知大学 地域連携推進センター
高知大学 研究国際部

(平成26年4月1日版)

＜目 次＞

【1. 発明等届出書の提出、発明の譲渡等について】	4
＜Q1-1＞ 発明をしました、職務発明に該当しないと思うので、発明等届出書を大学に提出しなくてよいでしょうか？	4
＜Q1-2＞ 機関帰属の対象となる「教職員の職務から生じた発明等」はどのような場合でしょうか？	4
＜Q1-3＞ 個人で特許出願することはなくなるのでしょうか？	4
＜Q1-4＞ 職務発明は全て大学が承継するのでしょうか？	4
＜Q1-5＞ 兼業先での発明は大学に届けなくてもよいでしょうか？	4
＜Q1-6＞ 発明を企業に譲渡することは出来なくなるのでしょうか？	4
＜Q1-7＞ これまでに個人所有とされた発明を持っているのですが、これを大学に譲渡するにはどうすればよいでしょうか？	5
＜Q1-8＞ 発明と思わないので発明等届出書を出さずに論文として公表(あるいは学会で発表)してしまうと問題になるのでしょうか？	5
＜Q1-9＞ 「発明」に該当するかわからないのですが、どうしたらいいでしょうか？	5
＜Q1-10＞ 奨学寄附金をもらうときに発明を企業に譲渡する約束をしています、どのような取扱いとなるのでしょうか？	5
＜Q1-11＞ /ウハウについてはどう取り扱われるのですか？	5
＜Q1-12＞ 論文発表した発明を特許出願することができますか？	5
【2. 発明の機関帰属の随手続きについて】	6
＜Q2-1＞ 機関帰属か否かは誰が決めるのでしょうか？ また、決定に不服がある場合には、どうしたらよいでしょうか？	6
＜Q2-2＞ 発明の譲渡対価は支払ってもらえますか？ また、特許出願時や登録時には補償金は支払ってもらえますか？ さらに、実施料収入があった場合にはどうなりますか？	6
＜Q2-3＞ 海外出願に関する方針はどうなりますか？	6
大学も海外出願を確実にしたいと思っています。その場合、海外出願は米国、欧州、韓国、中国で権利化を進めて欲しいと思っています。	6
＜Q2-4＞ 大学の機関帰属となった発明の実施権について、その相手先や実施権の内容について、発明者の要望や意図を反映してもらえますでしょうか？	6
＜Q2-5＞ 審査請求に関する考え方は？	6
＜Q2-6＞ 発明等届出書に有用性のない特定の用途で大学帰属とならないような記述の仕方をして個人に返却してもらい、別の有用な用途として企業に渡すといったことが考えられますが、罰則規定は設けるのでしょうか？	7
【3. 共同研究・受託研究について】	7
＜Q3-1＞ 法人化後は、これまでの共同研究・受託研究とどう変わるのでしょうか？	7
＜Q3-2＞ 共同研究契約・受託研究契約に際して、契約書の条文の交渉で時間がかかる場合、できれば契約が正式に締結される前に研究が開始できるようにしたいと思っています。	7
＜Q3-3＞ 共同研究に関して、研究資金の移動を伴わない共同研究の取扱いについて。(特に、間接経費との関係はどうなりますか？)	7
＜Q3-4＞ 受託研究員又は共同研究員の受け入れのみの場合の知的財産の取扱いはどうなりますか？	7
＜Q3-5＞ これまでも奨学寄附金で共同研究をしていましたが、どのような取扱いとなりますか？	7
＜Q3-6＞ 契約交渉は地域連携連携センターで行ってもらえますか？	8
＜Q3-7＞ 共同研究先との兼業は認められますか？	8
＜Q3-8＞ 共同研究のときの知的財産の取扱いはどうなりますか？	8
＜Q3-9＞ 共同研究で生まれた知的財産権の取扱いは、どうなりますか？	8
＜Q3-10＞ 共同研究で生まれた知的財産権の出願費用は、どうなりますか？	8
＜Q3-11＞ 受託研究のときの知的財産の取扱いはどうなるのですか？	9
＜Q3-12＞ 共同研究の打合せのときに、秘密にしたい情報の管理はどうしたらいいでしょうか？	9

<Q3-13> 受託研究・共同研究の補助を学生にさせてもいいでしょうか？	9
<Q3-14> 受託研究・共同研究に関連した内容を卒業論文で発表していいでしょうか？	9
<Q3-15> 不実施補償とは何のことでしょうか？	9
【4. 学生が発明等に関係する場合の扱い】	10
<Q4-1> 学生(留学生を含む。)の発明は必ず大学に権利を譲渡するという規定は設けられないのでしょうか？あるいは、学生は大学の研究資金や設備を使うので、入学時に学生の発明は必ず大学に権利を譲渡するという契約はできないのでしょうか？	10
<Q4-2> 学生が教職員と共同で発明した場合はどうなりますか？	10
<Q4-3> 学生が発明の大学への任意譲渡を望まない場合はどうなりますか？	10
<Q4-4> 論文発表会などは公開で特許法30条を適用していますが、公開でなく守秘義務を課して開催することはできるのでしょうか？	10
【5. 兼業における発明】	10
<Q5-1> 他大学の非常勤講師・客員教員の兼業、独立行政法人等の研究機関の研究員の兼業などの場合における発明の帰属の考え方は？	10
<Q5-2> 研究助成の一手法として大学教職員に兼業を依頼し、兼業の職務として研究プロジェクトを実施する場合がありますが、このような場合の発明の取扱いはどうなるのでしょうか？	10
<Q5-3> ベンチャー企業の役員を兼業している場合はどうなりますか？	10
<Q5-4> 兼業許可の基準について教えてください。	11
【利益相反マネジメントについて】	11
<Q6-1> 本学の利益相反マネジメントに関する体制はどのようになっていますか？	11
<Q6-2> 利益相反マネジメントに関連して、提出書類等がありますか？	11
<Q6-3> 自身の研究活動・産学連携活動・兼業等について、利益相反のマネジメント上、疑問点等がある場合にはどうすればよいでしょうか？	11
<Q6-4> 臨床研究に関する利益相反マネジメントはどのようになっていますか？	11
【その他】	11
<Q7-1> 研究ノートの導入についてはどう考えていますか？	11
<Q7-2> マテリアル等の取扱いについて： 研究成果物、試料の接受については、どうしたらよいのでしょうか？	12
<Q7-3> 大学の特許は、どんな実施の方法が取れますか？	12
<Q7-4> 外国の機関又は外国の研究者等に対する研究情報等の提供について、注意すべき事項はありますか？	12

<参考資料>

国立大学法人 高知大学 特許出願方針	13
発明相談会について	14
高知大学 国際・地域連携センター 発明処理手順	15
企業との共同研究等から生じた知的財産権の取扱いについての基本方針	16
秘密保持誓約書について	17～20

Q&A全般について:

研究国際部地域連携課 知的財産係	(内線8418、岡豊からは外線844-8418)
地域連携推進センター 准教授 石塚悟史	(内線8557、岡豊からは外線844-8557)
地域連携推進センター 特任助教(弁理士) 下方晃博	(内線8918、岡豊からは外線844-8918)

共同研究・受託研究・寄附金について:

研究国際部研究推進課 研究推進係	(内線8117、岡豊からは外線844-8117)
------------------	--------------------------

兼業について:

総務部人事課 労務管理係	(内線8584、岡豊からは外線844-8584)
医学部・病院事務部 総務企画課 職員係	(岡豊内線 22150、外線 880-2225)

【1. 発明等届出書の提出、発明の譲渡等について】

<Q1-1> 発明をしましたが、職務発明に該当しないと思うので、発明等届出書を大学に提出しなくてよいでしょうか？

A1-1. 発明をされたと考える場合は、全て大学に届け出て下さい。提出された発明等届出書は、職務発明に該当するか否かを地域連携推進センターにおいて判断します。

職務発明に該当する発明等とは、

- ① 大学の教職員が大学の管理する研究経費（受託研究、共同研究、奨学寄附金、科学研究費補助金等の競争的資金を含む。）を用いて得られた発明等。
 - ② 大学が管理する施設、設備、装置を利用して得られた発明等。
 - ③ これらを用いていないものの、教職員の職務から生じた発明等。
- の、いずれかの要件を満たしているものです。

<Q1-2> 機関帰属の対象となる「教職員の職務から生じた発明等」はどのような場合でしょうか？

A1-2. 大学の研究経費、又は大学の施設等を使用していなくても、当該教職員の研究分野に該当するような発明がなされた場合は、これに該当すると考えています。

具体的には、個々の事例ごとに検討していきたいと考えています。

なお、発明者がセンター及び地域連携推進センター運営戦略室会議の決定に不服がある場合には、地域連携推進センター運営戦略室会議に外部委員を加えて再審議を行います。

<Q1-3> 個人で特許出願することはなくなるのでしょうか？

A1-3. 発明をされたと考える場合は、発明等届出書をご提出ください。提出された発明等届出書は、高知大学発明規則に基づき職務発明に該当するか否かを地域連携推進センターにおいて判断します。

ここで、職務発明の要件（参考：Q1-1.）に該当しないものは、個人の所有であることが大学により確認されますので、個人で出願することができます。（個人から企業に譲渡して企業から出願することも可能です。）（関心のある企業がある場合は、必ず発明等届出書に記載ください。）

さらに、同要件に合致するときでも、大学としてその将来性などを勘案して、特許出願を行わないとの判断をすることもありえます。この場合、発明は教職員に返却されますので、個人で出願できます。

<Q1-4> 職務発明は全て大学が承継するのでしょうか？

A1-4. 発明の内容が職務発明と判断されると、次に大学としての法人出願基準（13頁参照）により大学が承継するか否かの判断をします。大学が全て承継するわけではありません。

<Q1-5> 兼業先での発明は大学に届けなくてもよいでしょうか？

A1-5. 発明をされたと考える場合は、場所等に関係なく、兼業先での発明も含めて、全て大学に届け出て下さい。

<Q1-6> 発明を企業に譲渡することは出来なくなるのでしょうか？

A1-6. 発明等届出書を出さずに企業に譲渡することはできません（参考：Q1-3.）。
なお、大学帰属となった発明について、大学が企業に譲渡することは、条件次第で可能です。

<Q1-7> これまでに個人所有とされた発明を持っているのですが、これを大学に譲渡するにはどうすればよいでしょうか？

A1-7. 教職員個人が保有する特許、又は特許を受ける権利を大学に譲渡することは制度上可能です。ただし、教職員の譲渡希望に大学が沿うことができるか否かは大学側の判断になります。

<Q1-8> 発明と思わないので発明等届出書を出さずに論文として公表(あるいは学会で発表)してしまうと問題になるのでしょうか？

A1-8. 発明と思われない場合、これを公表しても規則上は問題になりません。ただし、発明になりうる知見が論文として公表された結果、権利化されないことは惜しいことですので、発明と思われたら必ず公表前に発明等届出書をご提出ください。(また、発表後であっても、その後、発明を含むと思われた場合には、直ちに発明等届出書をご提出ください。公表の内容によっては限定的に保護される場合があります。)

<Q1-9> 『発明』に該当するのかわからないのですが、どうしたらいいのでしょうか？

A1-9. 地域連携推進センター 知的財産部門では、発明相談会を1~2ヶ月置きに定期的に実施しております。

発明相談会は、大阪の特許事務所から発明内容に応じた外部弁理士を大学が招聘し、大学の教職員と発明内容の相談(1~2時間/1人)を行ない、特許化の可能性を検討する場として設けるものです。詳細は「発明相談会について」(14・15頁)をご参照ください。

なお、平成25年10月より、地域連携推進センター 知的財産部門の担当教員として下方晃博 弁理士が着任し、随時、地域連携推進センターまたは各教員の研究室(各キャンパス)にて面談可能となりましたので、お気軽にご連絡ください。

<Q1-10> 奨学寄附金をもらうときに発明を企業に譲渡する約束をしていますが、どのような取扱いとなるのでしょうか？

A1-10. そもそも奨学寄附金を受け入れる際に、このような条件を付すことは制度上できません。

また、法人化以降は発明に関する規則が大幅に変わって、機関帰属が原則となり、教職員個人が保有する発明は例外的なもの(参考:Q1-3)であるため、約束自体が不適切であると考えます。

<Q1-11> ノウハウについてはどう取り扱われるのですか？

A1-11. ノウハウは、秘訣とも訳され、教育ノウハウ、営業ノウハウ等も含める広い概念です。大学で機関帰属の対象となるのは、発明に絡む有用な技術上の情報であって、しかも秘密状態で管理されているものに限っています。ノウハウは特許と同様に、第三者に対して、ロイヤリティーと引きかえにライセンスできる貴重な財産ですから取扱いには気を付ける必要があります。

特許とほぼ同じ取扱いとなりますので、地域連携推進センターへご相談ください。

<Q1-12> 論文発表した発明を特許出願することができますか？

A1-12. 発表後6ヶ月以内であれば出願することが可能です。卒論発表も同様です。

しかし、これらは例外的な救済措置であって、あまり好ましいものではありません。

例えば、発表した内容を見て、第三者から出願されれば、あなた自身が特許を取れなくなります(先願主義)。また、ヨーロッパ諸国等では、この例外規定を認

めていません。

なお、論文発表と新規性喪失の例外規定適用につきましては、特許庁ホームページ「大学等の研究成果を特許出願するために」P.5～P.7 に詳しい解説がございますので、ご参照ください。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/pdf/pamphlet_re_ap/01.pdf

【2. 発明の機関帰属の諸手続きについて】

<Q2-1> 機関帰属か否かは誰が決めるのでしょうか？ また、決定に不服がある場合には、どうしたらよいのでしょうか？

A 2-1. 従来の発明委員会にかわって、地域連携推進センター及び地域連携推進センター運営戦略室会議の下におかれる知的財産専門委員会決定します。発明者がセンター及び同委員会の決定に不服がある場合には、外部有識者を加えた審査委員会を設置し改めて審議を行います。

<Q2-2> 発明の譲渡対価は支払ってもらえますか？ また、特許出願時や登録時には補償金は支払ってもらえますか？さらに、実施料収入があった場合にはどうなりますか？

A 2-2. 出願補償金はありません。ただし、登録補償金として特許を受ける権利を大学が承継して大学が出願し登録された場合、1件あたり1万円が支払われます。大学に譲渡された発明を受ける権利や特許権の実施料収入やその譲渡などで収入を得た場合は、大学が負担した特許権等の権利化、維持にかかる経費及び技術移転に要した経費を除いた額の60%を発明者個人への実施補償金として支払います。（詳細は学内規則の『職務発明における補償金に関する細則』をご参照ください。なお、平成24年度に補償金算定にあたっての精算方法の見直しを図り、発明への貢献に対して、発明者により手厚くインセンティブを付与するものとしております。）

<Q2-3> 海外出願に関する方針はどうなりますか？

大学も海外出願を確実にしたいと思っております。その場合、海外出願は米国、欧州、韓国、中国で権利化を進めて欲しいと思っております。

A 2-3. 出願経費を企業にご負担して頂ける場合は、企業の負担で海外に出願することを考えます。
それ以外の場合は、科学技術振興機構（JST）の海外出願支援制度を活用します。

<Q2-4> 大学の機関帰属となった発明の実施権について、その相手先や実施権の内容について、発明者の要望や意図を反映してもらえますでしょうか？

A 2-4. 発明等届出書には、発明の実施が想定される企業などについて記入欄を設けています。
また、実際のライセンスには発明者の技術指導やノウハウの提供等を伴うこともあり、発明者と地域連携推進センターが協議の上、進めることとなります。

<Q2-5> 審査請求に関する考え方は？

A 2-5. 企業で費用をご負担して頂いている特許は企業と相談の上、審査請求することとなります。高知大学単独での出願については、出願後の活用状況（企業への実施許諾、企業との共同研究等、競争的資金等の外部資金獲得）を総合的に判断し、審査請求を行うか否かを決定します。

<Q2-6> 発明等届出書に有用性のない特定の用途で大学帰属とならないような記述の仕方をして個人に返却してもらい、別の有用な用途として企業に渡すといったことが考えられますが、罰則規定は設けるのでしょうか？

A2-6. 教職員の良識を信頼していますので、罰則規定は設けておりませんが、一般の服務規律違反としての問題が生じる恐れがあります。地域連携推進センターに発明等届出書を提出した後、別の用途を思いつき、発明としての価値が上がる場合は、発明等届出書を出し直すことをお願いします。

【3. 共同研究・受託研究について】

<Q3-1> 法人化後は、これまでの共同研究・受託研究とどう変わるのでしょうか？

A3-1. 共同研究や受託研究の成果である知的財産のライセンス等で、大学が国の機関の一部から国立大学法人になったことを活かして、柔軟な対応をします。従来も可能でしたが、年度をまたいだ研究も可能です。共同研究にも間接経費（直接経費の10%）が導入されております。

<Q3-2> 共同研究契約・受託研究契約に際して、契約書の条文の交渉で時間がかかる場合、できれば契約が正式に締結される前に研究を開始できるようにして欲しいと思います。

A3-2. 契約書の研究開始日以後に研究を開始することになります。

法人化以降、知的財産権の取扱い等に関する企業・地方公共団体等との交渉が長引くケースが増えております。早めに研究推進課または地域連携課へご相談をお願いします。

参考：研究開始日は、民間企業については契約日の22日後となり、国、地方公共団体、独立行政法人等は契約日と同日とする取扱いも申し出ていただくことにより可能です。

<Q3-3> 共同研究に関して、研究資金の移動を伴わない共同研究の取扱いについて。（特に、間接経費との関係はどうなりますか？）

A3-3. 共通の課題について、企業・地方公共団体等と大学が各々資金を負担して協力して共同研究を行うこともあり得ますので、これについても共同研究としての整理を行います。

この場合、企業・地方公共団体等の求めによる研究が大学では行われないので、大学、企業・地方公共団体等間で研究資金の移動は生じず、間接経費も発生しないものと考えます（ただし、企業・地方公共団体等の求めにより大学が研究を行う場合は、企業・地方公共団体等に直接経費＋間接経費（直接経費の10%）の資金の負担を求めることが原則となります。）。

<Q3-4> 受託研究員又は共同研究員の受け入れのみの場合の知的財産の取扱いはどうなりますか？

A3-4. 受託研究員又は共同研究員と大学教職員が共同で発明した場合、教職員の発明については機関帰属が原則になります。受け入れた受託研究員、共同研究員については受け入れの枠組みである規則や共同研究契約に即して取り扱われることになります。

<Q3-5> これまでも奨学寄附金で共同研究をしていましたが、どのような取扱いとなりますか？

A3-5. 企業の方で「奨学寄附金で共同研究を行っている」とおっしゃる方がおられますが、「奨学寄附金による共同研究」はこれまでも制度上認められたものではありませんでしたし、今後も認められません。

奨学寄付金はあくまでも大学に対する寄附であり、これによる研究は反対給付（企業等へ成果を渡すこと）なしで行われるものとなります。

法人化以降、寄附金による研究成果としての知的財産も大学の機関帰属の対象となっており、企業が教職員個人に帰属する知的財産の譲渡を期待されている場合は、そのような期待に沿うことができません。

なお、このような事情をご理解いただいたうえで企業からご寄附いただける場合は、大学として歓迎いたします。

<Q3-6> 契約交渉は地域連携推進センターで行ってもらえますか？

A 3-6. 研究推進課及び地域連携課が企業等との契約内容を確認し、財務課が契約を締結します。

ただし、共同研究、受託研究の実施に関しては研究の内容と実施計画・スケジュール、要員の確保、事業規模等が密接に関係しますので、相手方企業と研究を実施する教職員との間で予め十分な相談、打ち合わせが行われることが必要です。この際、本学の種々の方針についても相手企業にご説明いただくようご協力をお願いします。

その上で、知的財産の取扱い、間接経費の取扱い等に関する本学の方針のもとに契約交渉を進める必要がある事項に関しては、地域連携推進ター、研究推進課及び地域連携課の教職員が共同研究等を実施する教職員と相談しながら、相手先企業と交渉することになります。

<Q3-7> 共同研究先との兼業は認められますか？

A 3-7. 兼業規則では、共同研究相手への兼業も許可される場合があります。詳しくは、人事課にお問い合わせください。

総務部人事課 労務管理係【岡豊キャンパス以外】

(朝倉内線 8 5 8 4)

医学部・病院事務部総務企画課 職員係【岡豊キャンパス】

(岡豊内線 2 2 1 5 0)

<Q3-8> 共同研究のときの知的財産の取扱いはどうなりますか？

A 3-8. 共同研究の成果である発明は、基本的には各発明者の所属する団体に帰属します。

大学の教職員と企業の従業員が共同で発明した場合には、その特許は大学と企業の共有となります。

<Q3-9> 共同研究で生まれた知的財産権の取扱いは、どうなりますか？

A 3-9. 共同研究契約書に基づき、共同で得られた知見は原則共有になります。

持分については、ケースバイケースになりますが、双方の貢献度等を勘案して話し合いで決定することになります。

話し合いは、大学の発明者と大学の地域連携推進センター及び地域連携課の教職員が連携し、企業等の発明者又は知的財産部門担当者と交渉を行うこととなります。

<Q3-10> 共同研究で生まれた知的財産権の出願費用は、どうなりますか？

A 3-10. 一般企業間では、持分割合に応じて費用負担することが一般的なようです。

しかし、国立大学法人高知大学としては、非常に厳しい予算状況ですので、企業にご負担いただくことを原則として、地域連携推進センター及び地域連携課の教職員が交渉を行います（「企業との共同研究等から生じた知的財産権の取扱いについての基本方針」16頁参照）。

ご了解を得られた場合は、独占的通常実施権を最低5年間許諾し、実施料収入が入った場合は、その範囲内で当該企業に負担していただいた費用を償還することとしております。

<Q3-11> 受託研究のときの知的財産の取扱いはどうなるのですか？

- A3-11. 大学が受託した研究の結果として得られた発明は、原則として発明者の所属する大学に帰属します。
しかし、委託した企業に対しては、優先的に実施権が与えられますし、ご希望によっては、特許権の譲渡の道もあります。

<Q3-12> 共同研究の打合せのときに、秘密にしたい情報の管理はどうしたらいいでしょうか？

- A3-12. 特許権等の権利として確定していない情報を企業に示すことは本来避けるべきです。
しかし、共同研究の立ち上げ時には、大学側の必要最小限の情報を示さざるを得ない場合があります。その場合には、秘密保持誓約書をご活用ください（17～20頁参照）。
秘密保持誓約書の内容、その他不明な点がありましたら、研究推進課へお問い合わせください。

<Q3-13> 受託研究・共同研究の補助を学生にさせてもいいのでしょうか？

- A3-13. 研究は本来教職員が全て行うべきですが、内容によっては学生が補助することもあると考えられます。
その場合は、契約上まず相手方の同意が必要になります。
次に、その学生が研究内容や相手方企業等の秘密とする情報を知る場合、その監督責任は大学に発生しますので、後日企業等とトラブルを引き起こさないためにも、情報の管理には十分注意を払う必要が生じます。
この場合には、研究推進課または地域連携課へお問い合わせください。

<Q3-14> 受託研究・共同研究に関連した内容を卒業論文で発表していいのでしょうか？

- A3-14. その受託研究・共同研究で得られた知見が含まれている内容を発表するには、契約上相手方から事前に書面で了解をいただくことが必要となります。
また、その発表の内容に特許権等の権利として保護すべき情報がふくまれていると、特許権等の取得に支障が生じます。
このような場合は、早めに研究推進課または地域連携課へ相談をお願いします。

<Q3-15> 不実施補償とは何のことでしょうか？

- A3-15. 特許法では、共有者間において契約で別段の定めをしない場合には、各自が自由に自己実施をできること（特許法第73条）となっています。
このことから、契約で別段の定めがない場合は、相手の企業は自由に実施し収益を上げることができますが、製造・販売ができない大学は、収益を得ることができません。
よって、高知大学では相手企業のみが自己実施し収益を上げる場合には、相手の企業から高知大学へ適正な補償（実施料）を行なっていただくことを原則としています。
しかしながら、企業の業種によっては支払に同意いただけない場合もありますが、相手方となる企業の事情を考慮しつつ、教職員と連絡を取りながら地域連携推進センター及び地域連携課の教職員が交渉に当たることとしています。

【4. 学生が発明等に関する場合の扱い】

<Q4-1> 学生(留学生を含む。)の発明は必ず大学に権利を譲渡するという規定は設けられないのでしょうか？あるいは、学生は大学の研究資金や設備を使うので、入学時に学生の発明は必ず大学に権利を譲渡するという契約はできないのでしょうか？

A4-1. 雇用関係にある従業員や研究にかかる契約関係にあるポストドク等と比較して、授業料を支払い教育を受けるために在籍している学生の扱いは異ならざるを得ないと考えられます。また、特許法第35条(職務発明)の規定上、雇用関係のない学生(留学生を含む。)から大学への譲渡を義務付けることはできません。

<Q4-2> 学生が教職員と共同で発明した場合はどうなりますか？

A4-2. 学生が大学へ権利の任意譲渡を行うと、教職員と同じ権利・義務の取扱いとなり、登録補償金及び実施補償金も教職員と同じ権利関係になります(ただし、持分割合に応じた補償金になります。)

<Q4-3> 学生が発明の大学への任意譲渡を望まない場合はどうなりますか？

A4-3. 任意譲渡を行わない場合は、持分割合で経費を学生に負担してもらうことになります。

<Q4-4> 論文発表会などは公開で特許法30条を適用していますが、公開でなく守秘義務を課して開催することはできるでしょうか？

A4-4. 大学としての性格上、本来公開するべきものであり、それに制限を加えることは、教育面での効用も考慮する必要があるので、今後全学的な検討を要する事項であると考えています。

【5. 兼業における発明】

<Q5-1> 他大学の非常勤講師・客員教員の兼業、独立行政法人等の研究機関の研究員の兼業などの場合における発明の帰属の考え方は？

A5-1. 発明等届出書はいずれの場合にも提出していただく必要があります。大学の研究資金や研究設備を使っていない場合も教職員の「職務から生じた発明等」に該当する場合は、機関帰属の対象になります。

このため、兼業先に対して負う義務と大学の発明規則等に基づき教職員が大学に対して負う義務の整合性を検討することが必要になります。

<Q5-2> 研究助成の一手法として大学教職員に兼業を依頼し、兼業の職務として研究プロジェクトを実施する場合がありますが、このような場合の発明の取扱いはどうなるのでしょうか？

A5-2. (Q5-1.)と同じ考えになります。研究助成プログラムを運営している団体の意向も勘案し、大学、兼業する教職員、先方の団体で合意できる知的財産の取扱いの仕組みを考えていくことが必要と考えます。

<Q5-3> ベンチャー企業の役員を兼業している場合はどうなりますか？

A5-3. (Q5-1.)と同じ考えになります。

ただし、大学発のベンチャーの創出が政策的な課題となっていることから、大学、兼業する教職員、ベンチャー企業間で知的財産の取扱いの仕組みをあらかじめ合意するなどの方策を考えていくことが必要と考えます。

<Q5-4> 兼業許可の基準について教えてください。

A5-4. 兼業は許可制となっており、許可を受けて兼業に従事する時間の合計が、1週当たり延12時間を越える場合には、兼業を制限することがあります。

詳しくは、「国立大学法人高知大学職員就業規則」及び「国立大学法人高知大学職員の兼業に関する規則」をご覧ください。

【利益相反マネジメントについて】

<Q6-1> 本学の利益相反マネジメントに関する体制はどのようになっていますか？

A6-1. 本学においては、高知大学利益相反マネジメント規則を制定し、当該規則に準拠したマネジメントを行っております。

利益相反のマネジメントを行う機関としては、利益相反マネジメント委員会及び医学部利益相反等マネジメント委員会を設置しており、外部委員を含めた委員によりマネジメントを行う体制を採用しております。

<Q6-2> 利益相反マネジメントに関連して、提出書類等がありますか？

A6-2. 年に1度、定期的なマネジメントとして、自己申告書の提出をお願いしております。その際には、株式の保有状況、兼業の状況、産学連携活動の状況等についての申告をお願いいたします。

なお、当該自己申告書は、個人情報に記載されていることから、秘密書類として取り扱います。

<Q6-3> 自身の研究活動・産学連携活動・兼業等について、利益相反のマネジメント上、疑問点等がある場合にはどうすればよいでしょうか？

A6-3. 各キャンパスに利益相反マネジメント委員会規則に基づく相談室を設置しており、相談員を配置しております。各キャンパスの相談員又は地域連携課利益相反グループにご相談ください。

<Q6-4> 臨床研究に関する利益相反マネジメントはどのようになっていますか？

A6-4. 臨床研究に関する利益相反マネジメントについては、医学部利益相反等マネジメント委員会及び利益相反マネジメント委員会が連携して行うこととしております。医学部倫理委員会及び医学部附属病院治験審査委員会で審議予定の研究課題については、当該委員会への資料提出に際して、医学部利益相反等マネジメント委員会が定める自己申告書の提出も併せてお願いいたします。

また、厚生労働省科学研究費補助金の申請において、利益相反マネジメントが義務付けられております。当該補助金の申請の際にも、医学部利益相反等マネジメント委員会が定める自己申告書の提出をお願いいたします。

【その他】

<Q7-1> 研究ノートの導入についてはどう考えていますか？

A6-1. 各省庁における競争的資金の拡充・重点配分が行われる中、本学においても、研究成果を適切に取り扱う必要性が高まっております。また、研究の推進、研究環境及び知的財産に関するリスクマネジメントを図ることは、不可欠となっております。

各研究室では、研究成果を適切に取り扱われていることと存じますが、研究成果の管理の一環として、研究ノートの導入をご検討いただくようお願いします。

<Q7-2> マテリアル等の取扱いについて:

研究成果物、試料の接受については、どうしたらよいのでしょうか？

A6-2. 研究成果物、研究試料についても組織として管理すべきとの方向性が文部科学省の検討会の報告書で出されており、本学においても、「高知大学研究成果有体物取扱規則」を制定し、その取扱いを定めております。

<Q7-3> 大学の特許は、どんな実施の方法が取れますか？

A6-3. 特許の実施の形態は、通常実施権、専用実施権の設定や譲渡等があります。これからは、要望を十分踏まえて対応することが可能となりますので、地域連携推進センターまでご相談下さい。

<Q7-4> 外国の機関又は外国の研究者等に対する研究情報等の提供について、注意すべき事項はありますか？

A6-4. 外国の機関又は外国の研究者等に研究情報等を提供する場合には、大量破壊兵器等の開発国への技術提供の防止・拡散の防止を目的として、外国為替及び外国貿易法の規定に基づく、規制の対象となる場合があります。

当該法律及び高知大学安全保障輸出管理規則に基づく規制等・該否判定については、研究推進課又は地域連携課にご相談ください。

※ 本書の内容につきましては、東京工業大学産学連携推進本部作成の質問回答集を参考にしました。

※ 本書の内容については、随時見直し等を行います。

国立大学法人 高知大学

特許出願方針

19. 4. 16 第 25 回 知的財産専門委員会 承認

法人出願基準

- ①実施許諾が見込まれるもの
- ②出願について協力できる企業が見込まれるもの
- ③特許を申請することにより外部資金の獲得に貢献できるもの

特例 A: ①～③に合致しない場合であって、発明者が自ら明細書を執筆・作成し、大学に譲渡を希望するもの

特例 B: ①～③に合致しない場合であって、自らの研究予算を用いて明細書を作成し、大学に譲渡を希望するもの

区分	国内出願	外国出願
高知大学 単独所有	地域連携推進センターでの審査を経て予算の範囲内で、出願するものとする。	地域連携推進センターでの審査を経て、真に必要なものを精査し、予算の範囲内で出願するものとする。
企業との 共同出願	原則として共同出願契約時に、出願費用は全て企業側が負担する契約条件とするが、相手企業との交渉で、これにより難しい場合はこの限りでない。 企業側が出願費用を負担し、実施料収入が入った場合は、当該実施料収入から当該特許の出願・維持管理等の費用を差し引いた金額を実施料収入とする	左に同じ

既存特許の取扱については、上記方針に準ずる事とする。

発明相談会について

1. 大阪の弁理士を大学が招聘し、大学の教職員と発明内容の相談（1～2時間／1人）を行ない特許化の可能性を検討する場として設けるものです。
2. 相談案件を数件まとめて1～2ヶ月置きに定期的実施しております。（大阪からは飛行機による日帰りを予定しています。）場所は、相談者の多いキャンパスで行ないますので、場合によっては移動をお願いすることもあります。
3. 相談内容は、
『これは発明でしょうか？』
『この研究がここまで進展しているのですが、特許にするにはこの後どのようなデータを揃えればいいでしょうか？』 等々
といった内容で、特許として未完成の内容で結構です。
4. 複数の教員の方を対象に日程調整を行なった上で実施しますので、万一面談できなかった場合はご容赦をお願いします。なお、その場合でも、当部門職員を通じてこちらで質疑・意見交換は実施します。
5. 相談に当たっては、ご準備が可能であれば発明届出書の様式に記載できる範囲を記載したもの、または、研究成果の概要をまとめたメモを頂ければ、スムーズに進めることができます。
6. 相談に際しては、本学が連携しております四国TLO（技術移転機関）、JST（科学技術振興機構）の職員が、原則として同席させていただきます。
7. 今現在相談を希望する内容をお持ちの方、または数ヶ月以内に相談したい案件ができそうな方は、下記へご連絡をお願いします。

(連絡先)

高知大学

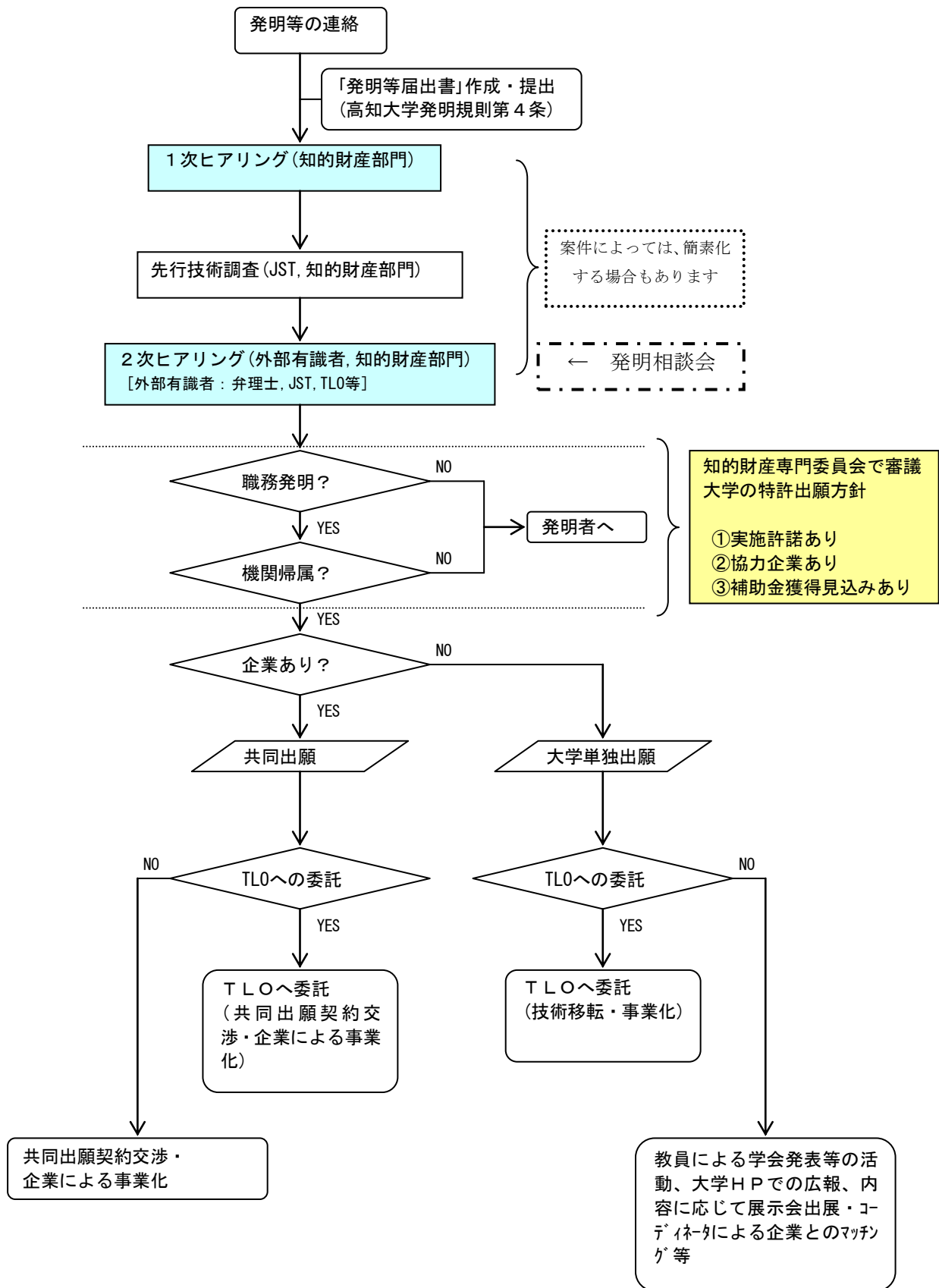
研究国際部 地域連携課 知的財産係

岡本 優、谷内 紗代

〒780-8073高知市朝倉本町2-17-47

Mail:kt05@kochi-u.ac.jp

Tel:088-844-8418 Fax:088-844-8556



平成26年4月1日

共同研究相手方各社 様へ

高知大学 地域連携推進センター

企業との共同研究等から生じた知的財産権の取扱いについての基本方針

日頃は高知大学の研究につきまして、多大のご協力を賜りありがとうございます。

さて、旧国立大学時代の特許関連経費は、文部科学省から予算措置がなされていたところですが、平成16年度以降は各国立大学法人内部で所要の予算措置を行うこととなりました。

つきましては、16年度以降に発生します知的財産権につきまして、本学としては下記のとおり各社様にお願いすることを基本として考えております。

事情ご賢察の上、何卒ご協力いただくようよろしくご検討方お願いいたします。

記

1. 共同出願とさせていただきます。
2. 持分については、貢献度等を勘案し、発明者の状況を地域連携推進センターが調査の上、御社と協議させていただきます。
3. 出願費用、権利化費用、維持費用、等（各々弁理士費用を含む）に要する費用については御社に全額ご負担をお願いします。
なお、実施料収入が入った範囲で、前記負担していただいた分（持分で按分した分）を、当該実施料収入から御社に償還させていただきます。
4. 費用をご負担いただいた場合には、大学は不実施機関となり、原則5年間、御社が独占的に実施することが可能となります。
この期間は、正当な理由なく実施しないときを除いて延長可能といたします。
5. 実施された場合には、実施契約で定める実施料を大学にお支払い願います。
但し、実施料については当初に定めることが困難な場合は、別途協議とすることとさせていただきます。
6. 外国出願につきましては、科学技術振興機構（技術移転支援センター）の外国特許出願支援制度の活用も検討したいと考えております。
この制度の審査に通れば、大学が行なう外国出願の権利化までの費用の支援（但し、大学持分割合のみ）を受けられることとなります。

【本件に関する連絡先】

高知大学 研究国際部 地域連携課 知的財産係

岡本 優、谷内 紗代

〒780-8073 高知市朝倉本町2-17-47

Mail:kt05@kochi-u.ac.jp

Tel:088-844-8418

Fax:088-844-8556

大学HP <http://www.kochi-u.ac.jp/JA/>

平成19年7月20日

各位

研究担当理事

井上新平

国際・地域連携センター長

受田浩之

秘密保持誓約書の活用について（通知）

近年、社会的な要請もあり大学教職員が外部の企業・機関等との共同研究・連携等を行うことが増加しています。

共同研究・連携等の可否を検討していただくためには、研究上の秘密情報を開示する必要も生じておりますので、その際には大学の研究者として不利益にならないように、添付の秘密保持誓約書をご活用いただきますようお願いいたします。

本秘密保持誓約書の様式につきましては、以前からご案内しているものを見直したものであります。

また、下記の手順①は、厳密かつ将来的な当事者間で意見の食い違い等が懸念される場合のものとなっております。秘密情報の開示においては、当事者間の信頼関係等を勘案した上で、適宜弾力的に運用していただきますようお願いいたします。

なお、活用・手順につきまして不明な点、打ち合わせへの同席の必要がある場合には、研究協力課へご相談くださるようお願いいたします。

【手順①】

1. 未公開の研究上の秘密情報を外部の企業・機関等に開示する場合には、添付の秘密保持誓約書を面談の当初に相手方からご提出（相手方から、秘密情報の開示を受ける場合には、双方向のものを作成）いただきます。
2. 具体的に相手方に開示する内容を記した書面に『技術資料表紙』を添付し2部作成の上、相手方が1部に捺印し教職員が控えとして保管する（相手方から、秘密情報の開示を受ける場合には、同様の手続きを要求される可能性があります。）。
3. 書面によらずに開示した場合は、後日その事実関係が判明しない恐れが生じますので、必ず書面にし相手方が受領したことが判るようにしてください。
4. 相手方から、秘密情報の開示を受けた場合には、善良なる管理者の注意（※）をもって管理することが要求されると考えられますので、当該情報の取り扱いには、充分ご注意くださいようお願いいたします。

【手順②（簡略化した場合の一例）】

1. 未公開の研究上の秘密情報を外部の企業・機関等に開示する場合には、添付の秘密保持誓約書を面談の当初に相手方からご提出（相手方から、秘密情報の開示を受ける場合には、双方向のものを作成）いただきます。
2. 相手方から、秘密情報の開示を受けた場合には、善良なる管理者の注意（※）をもって管理することが要求されると考えられますので、当該情報の取り扱いには、充分ご注意くださいようお願いいたします。

※「善良なる管理者の注意」とは、最大限の注意義務を表す法律用語であり、他人から借りたり預かったり、管理を任されているものを、職業上や社会通念上、客観的に期待される程度の注意をもって扱うことを求められることです。具体的には、自己の所有する物品等に対する注意義務以上の管理義務を負うことです。

【本件への問い合わせ先】 研究推進課（朝倉・物部・小津内線：8117 前記以外外線 844-8117）

秘密保持誓約書

高知大学 教育研究部○○学系○○部門
教授 △△△△△ 殿

第1条 今般、貴職からお伺いします「・・・・・・・・・・・・・・・・（研究題目等）」に関する情報（書面又は口頭その他方法の如何を問わず開示する技術上及び営業上の情報、本契約の存在・内容その他一切の情報（以下「秘密情報」という。）について、共同研究等への参画の要否等を判断する（以下「本評価」という。）上で必要な範囲において弊社内の関係者（本評価をする弊社の研究者、その上司並びに本評価結果に基づき共同研究等への参加の決定をする研究所長：以下、関係者とはこの範囲の者を指す。）に情報を開示する場合を除いて、貴職の書面による同意なく、秘密情報を他人に漏洩せず、他人を使って漏洩せず、秘密情報に基づく特許等の知的財産権を取得せず、また弊社内で使用しないことを誓約いたします。ただし、自ら所有していたことを証明できる情報、既に公知となっている情報、自己の責によらず公知となった情報、守秘義務を負わない第三者から合法的に入手した技術情報についてはこの限りではない。

第2条 弊社内の関係者に秘密情報を開示した場合には、当該関係者が、秘密情報を他人に漏洩せず、他人を使って漏洩せず、秘密情報に基づく特許等の知的財産権を取得せず、また弊社内で本評価以外には使用しないように適切な措置を講じることを誓約いたします。

第3条 本誓約書に基づき開示を受けた秘密情報及びその複製物は、貴職の請求がある場合直ちに返還するものとします。

第4条 今般秘密情報を開示されることにより、貴職から何らの優先的権利または優先的地位を付与されるものでなく、貴職の都合により、貴職が同一情報を他の第三者に開示することに同意します。

第5条 本誓約書に定める事項に違反したときは、貴職は、当該違反によって貴職が被る損害を弊社に請求できるものとします。

第6条 秘密保持義務は、第3条に基づき貴職に秘密情報及びその複製物を返還後も3年間遵守いたします。ただし、共同研究等への参画を決定した場合には、共同研究契約等で改めて義務の履行について取り決めたく存じます。

誓約日：平成 年 月 日

※ 本文書は例示ですので、状況に応じて適宜修正してご利用ください。

社 名：
会社住所：
誓約者：

秘密保持誓約書

高知大学教育研究部〇〇学系〇〇部門 教授△△△△（以下、「甲」という）と□□株式会社（以下、「乙」という）は、今般、共同研究等への可能性に係る打合せを行うに当たり、下記①及び②の情報（書面又は口頭その他方法の如何を問わず開示する技術上及び営業上の情報、本契約の存在・内容その他一切の情報（以下「秘密情報」という）をいう。）の秘密保持に関して、以下のとおり誓約する。

- ① 甲が提供する「・・・・・・・・（研究題目等）に係る研究内容」に関する情報
- ② 乙が提供する「・・・・・・・・（研究題目等）に係る研究内容」に関する情報

第1条 互いに相手方から提供を受けた秘密情報について、共同研究等への参画の要否等を判断する（以下「本評価」という。）上で必要な範囲において関係者（本評価をする研究者及びその上司、並びに本評価の結果共同研究を実施する旨の決定を下すことができる学長若しくはそれに準じる者又は研究所長：以下関係者とはこの範囲の者を指す。）に情報を開示する場合を除いて、相手方の書面による同意なく、当該秘密情報を他人に漏洩せず、他人を使って漏洩せず、相手方から提供を受けた秘密情報に基づく特許等の知的財産権を取得せず、また、無断で本評価以外の目的には使用しないことを誓約する。但し、自ら所有していたことを証明できる情報、既に公知となっている情報、自己の責によらず公知となった情報、守秘義務を負わない第三者から合法的に入手した技術情報についてはこの限りではない。

第2条 互いに相手方から提供を受けた秘密情報を関係者に開示した場合には、当該関係者が、当該情報を他人に漏洩せず、他人を使って漏洩せず、相手方から提供を受けた秘密情報に基づく特許等の知的財産権を取得せず、また無断で本評価以外の目的には使用しないように適切な措置を講じることを誓約する。

第3条 本誓約書に基づき開示を受けた秘密情報及びその複製物は、互いに相手方の請求がある場合直ちに返還するものとする。

第4条 本誓約書に定める事項に違反したときは、当該違反によって被る損害を、互いに相手方に対して請求できるものとする。

第5条 本誓約書に基づく秘密保持義務は、第3条により相手方に秘密情報及びその複製物を返還した後も3年間有効に存続するものとする。ただし、本評価結果により共同研究契約を締結する場合には、その取り扱いについては、当該契約で取り決めるものとする。

本誓約書は2通作成し、記名のうえ、甲及び乙が各々1通を所持するものとする。

誓約日：平成 年 月 日

※ 本文書は例示ですので、状況に応じて適宜修正してご利用ください。

甲 機 関 名：高知大学
 住 所：高知県高知市曙町二丁目 5-1
 誓 約 者：教授 △△△△
 乙 機 関 名：
 住 所：
 誓 約 者：

秘

技術資料

高知大学 教育研究部○○学系○○部門
教授 ○○○○ 様

資料名：○○○○○について

本資料を、秘密保持誓約書に定める秘密情報として取り扱うことを誓約します。

受 領 欄	本技術資料を受領いたしました。	
	受 領 日	平成 年 月 日
	会 社 名 所 属 ・ 役 職 氏 名	印

● 正・副 2部作成し相手方が1部に捺印し、教員へ提出して頂きます。

資料各頁に割り印を捺印する、または全体を袋とじした上で裏面に割り印をお願いします。